○北杜市子育て世代マイホーム補助金交付要綱

平成２７年１０月１日

告示第６９号

改正　令和元年５月２０日告示第１０号

令和元年１２月６日告示第６６号

令和４年２月１８日告示第７号

令和４年３月３０日告示第５０号

（趣旨）

第１条　この告示は、「住み続けたいまち、住んでみたいまち」の実現に向け、北杜市総合戦略において進める子育て世代の移住定住人口の増加を図るため、これから北杜市内（以下「市内」という。）に、住宅を新築若しくは購入又は改修する子育て世帯に対して、予算の範囲内において、北杜市補助金等交付規則（平成１６年北杜市規則第５１号）及びこの告示に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　定住　１０年以上住むことを前提に市内に住民登録を行い、かつ、生活の実態があることをいう。

（２）　住宅　市内において建築された１戸建てであって、専ら居住の用に供する家屋（賃貸を目的とした家屋（以下「賃貸住宅」という。）及び別荘を除く。）をいう。

（３）　併用住宅　店舗等の業務用部分が、居住用部分と結合している住宅（賃貸住宅を除く。）をいう。

（４）　２世帯住宅　世帯毎に専用の便所、台所及び浴室が存在する住宅をいう。

（５）　新築住宅　自らの居住に用いるために新たに建築した住宅をいう。

（６）　建売住宅　販売を目的に新たに建築された住宅をいう。

（７）　中古住宅　過去に居住の用に供されたことのある住宅をいう。

（８）　増築　既存する住宅に、自らの居住に用いるための建物（設計費、住宅設

備、物置、車庫、植栽、太陽光発電設備、家具、クリーニングその他居住用部分以外の改修又は修繕を除く。）を付け加えることをいう。

（９）　リフォーム　建築物本体（設計費、住宅設備、物置、車庫、植栽、太陽光発電設備、家具、クリーニングその他居住用部分以外の改修又は修繕を除く。）の改修又は修繕をいう。

（１０）　同居　住民基本台帳において同一世帯内に記載され、かつ、同一の生活費を共用している者と同一の住宅内で居住することをいう。

（１１）　子育て世帯とは次に掲げるいずれかに該当する世帯をいう。

ア　中学生以下の子と同居している世帯

イ　本人若しくは同居する配偶者が妊娠中の世帯

ウ　補助金交付申請後、子を産み育てる予定の世帯

エ　１年以内に婚姻することを誓約する者（以下「婚姻誓約者」という。）

（１２）　行政区　北杜市行政区長設置条例（平成１６年北杜市条例第８号）第２条第１項で定める行政区をいう。

（１３）　住宅ローン　住宅を購入、新築、増築又は改築を行うために必要な資金について、住宅金融支援機構、雇用・能力開発機構等の公的融資又は金融機関等の民間融資からの借入れをいう。

（補助金の種類）

第３条　北杜市子育て世代マイホーム補助金（以下「補助金」という。）は、次の３種類とする。

（１）　子育て住宅購入費補助事業

（２）　子育て住宅ローン利子補給事業

（３）　子育て住宅リフォーム費補助事業

（補助対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、申請日において、次のいずれにも該当するものとする。

（１）　補助対象者は５０歳未満とし、補助対象者に配偶者又は婚姻誓約者がいる場合にあっては、夫婦（婚姻誓約者を含む。）いずれも５０歳未満とする。

（２）　市内に住所を有する子育て世帯又は市内に定住する意志をもって転入する

予定である子育て世帯

（３）　申請する住宅に定住する世帯

（４）　当該行政区に加入する又は地域の活性化の推進に協力する意志を有する世帯

（５）　市税及び市債務を滞納していない世帯。この場合において、転入者にあっては、転入前の住居地において区市町村税を滞納していない世帯とする。

（６）　補助対象者の世帯内及び同居者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員がいないこと。

２　前項の規定にかかわらず、北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金交付要綱（平成２７年北杜市告示第７０号）に係る補助を受けた者は、補助対象者としないこととする。

（交付対象住宅等）

第５条　補助金の交付対象となる住宅（以下「交付対象住宅」という。）は、市内に建築された住宅において、別表に掲げる区分に応じ、当該要件を満たす住宅とする。ただし、国又は地方公共団体から補償を受けて、新築、購入又は増築する住宅は除くものとする。

２　補助金の交付については、同一世帯・住宅に対し１回限りとする。

（事業計画書）

第６条　補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、北杜市子育て世代マイホーム事業計画書（様式第１号。以下「計画書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　収支予算書（様式第２号）

（２）　図面（位置図、配置図、各階平面図及び立面図）

（３）　工事請負契約書又は売買契約書の写し

（４）　契約金額の内訳が分かるもの

（５）　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項に基づく建築に係る確認済証の写し又は建築工事届提出済証明書の写し（新築住宅、建売住宅又は増築に限る。）

（６）　世帯全員の続柄の省略されていない住民票（市内に住民登録をしていない者に限る。）

（７）　母子健康手帳の写しなど、妊娠が確認できるもの（妊娠中の者がいる場合に限る。）

（８）　申請年度及び申請年度前年度における、世帯全員（１８歳以上の者に限る。）の区市町村税の納税証明書（申請年度及び申請年度前年度に北杜市に納税義務のない者に限る。）

（９）　定住誓約書（様式第３号）

（１０）　婚姻誓約書（婚姻誓約者に限る。様式第４号）

（１１）　融資申込が承認されたことが確認できるもの（子育て住宅ローン利子補給事業に限る。）

（１２）　対象住宅の建物の不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第１１９条の規定による登記事項証明書（子育て住宅リフォーム費補助事業に限る。）

（１３）　その他市長が必要と認めるもの

２　前項に規定する計画書の提出は、次に掲げる期限内に提出しなければならない。この場合において、計画書の募集期限は、各年度１次募集を７月３１日とし、２次募集を１２月２０日（その日が北杜市の休日を定める条例（平成１６年北杜市条例第２号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その前日とする。）とする。

（１）　子育て住宅購入費補助事業

ア　新築住宅　工事請負契約締結後１年以内

イ　建売住宅及び中古住宅　売買契約締結後１年以内

（２）　子育て住宅ローン利子補給事業　令和６年１２月２０日まで

（３）　子育て住宅リフォーム費補助事業　工事請負契約締結後１年以内

（計画承認等）

第７条　市長は、前条の規定により計画書の提出があったときは、速やかに関係書類等を審査し、補助対象として適当と認めたときは、北杜市子育て世代マイホーム事業承認書（様式第５号。以下「承認書」という。）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による通知に、次に掲げる条件を付すことができる。

（１）　補助金交付後１０年以内に、交付対象住宅を取り壊し、売買、譲渡又は他の者に賃貸しないこと。

（２）　交付対象住宅の完成又は購入後３箇月以内に当該住宅へ居住すること。

（３）　補助金交付後１０年以内に北杜市外（以下「市外」という。）へ転出しないこと。

（４）　交付対象住宅取得後１箇月以内に補助金交付申請を行うこと。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（５）　その他市長が必要と認める事項

（変更等の承認）

第８条　前条第１項の規定により事業計画の承認を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業計画の内容等を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、北杜市子育て世代マイホーム事業計画変更（中止・廃止）書（様式第６号。以下「変更書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付予定額に変更が生じない軽微な変更についてはこの限りでない。

２　市長は、前項の規定により変更書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、北杜市子育て世代マイホーム事業変更承認書（様式第７号。以下「変更承認書」という。）により補助事業者に通知するものとする。

３　市長は、前項に規定する通知に条件を付すことができる。

（交付申請）

第９条　補助事業者は、交付対象住宅を取得したときは、取得の日から起算して１箇月を経過した日（その日が休日である場合は、その前日とする。）までに、北杜市子育て世代マイホーム事業補助金交付申請書（様式第８号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（１）　承認書及び変更承認書の写し

（２）　収支決算見込み書（様式第９号）

（３）　工事請負代金又は売買代金の支払いが確認できる書類の写し

（４）　交付対象住宅の土地及び建物に関する不動産登記法第１１９条の規定による登記事項証明書

（５）　写真（着工前、工事中及び完成）

（６）　建築基準法第７条第５項の規定による検査済証の写し（新築住宅、建売住宅、増築において、建築基準法第６条第１２項の規定に基づき届出を行った住宅に限る。）

（７）　住宅ローンの償還額が分かる書類（子育て住宅ローン利子補給事業に限る。）

（８）　その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第１０条　市長は、前条に規定する申請書を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の額を決定し、速やかに北杜市子育て世代マイホーム事業補助金交付決定通知書（様式第１０号。以下「交付決定通知書」という。）により補助事業者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による交付決定通知書に、次に掲げる条件を付すことができる。

（１）　補助金交付後１０年以内に、交付対象住宅を取り壊し、売買、譲渡又は他の者に賃貸しないこと。

（２）　交付対象住宅の完成又は購入後３箇月以内に当該住宅へ居住すること。

（３）　補助金交付後１０年以内に市外へ転出しないこと。

（４）　子育て住宅ローン利子補給事業において、変動金利による借入のときは、毎年度の償還日までに償還金額が分かる書類を提出すること。

（５）　子育て住宅ローン利子補給事業において、自己資金等による繰上償還又は住宅ローンの借換えを行ったときは、当該年度以降の償還金額が分かる書類を毎年度提出すること。

（６）　その他市長が必要と認める事項

３　第１項の規定による交付決定通知書を受けた補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、速やかに北杜市子育て世代マイホーム事業補助金交付請求書（様式第１１号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

４　市長は、前項の規定による請求書により、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第１１条　補助事業者が、第７条第２項の条件に違反したとき又は虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたときは、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消し、又はその額を減額した場合は、補助事業者に対して、その返還を命ずるものとする。

（住宅の管理）

第１２条　当該補助事業により取得した住宅は、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

（報告及び調査）

第１３条　市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して関係書類を調査させることができる。

（その他）

第１４条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成２７年１０月１日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

（この告示の失効）

２　この告示は、令和７年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき計画の承認がなされた補助金については、この告示は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附　則（令和元年５月２０日告示第１０号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年１２月６日告示第６６号）

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際、この告示による改正前の北杜市子育て世代マイホーム補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（令和４年２月１８日告示第７号）

（施行期日）

１　この告示は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの告示の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの告示の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（令和４年３月３０日告示第５０号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第４条に１項を加える改正規定は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

１　子育て住宅購入費補助事業

<table>
<tr><th>区分</th><th>要件</th><th>交付対象</th><th>交付額</th><th>限度額</th></tr>
<tr><td>新築住宅</td><td>平成27年4月1日以降に工事請負契約を締結し、令和7年12月20日までに補助金交付申請を行うことができる住宅</td><td rowspan="3">補助金の交付対象は、補助対象者の居住用部分のみを対象とする。ただし、次に掲げる全てに該当する住宅とする。
1　不動産登記において補助対象者が所有権を有する住宅</td><td rowspan="3">【補助基本額】
土地取得に係る経費を除く住宅の建築費又は購入費の10パーセントの額。この場合において、併用住宅及び2世帯住宅については、補助対象者の居住用部分のみ対象とする。
（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。また、併用住宅又は2世帯住宅において、居</td><td>150万円</td></tr>
<tr><td>建売住宅</td><td rowspan="2">平成27年4月1日以降に売買契約を締結し、令和7年12月20日までに補助金交付申請を行う</td></tr>
<tr><td>中古住宅</td><td>100万円</td></tr>
</table>

	ことができる住宅	又は共有財産であって補助対象者が持分を有する住宅 2　居住用部分の延べ床面積が50平方メートル以上である住宅	住用部分の建築費又は購入費が明確にならないときは、居住用部分の面積を延べ床面積で除し、算出するものとする。） 【加算額】中学生以下の子がいる場合は、補助基本額に子1人当たり10万円（妊娠中は胎児数も含める。）を加算する。	

２　子育て住宅ローン利子補給事業

区分	要件	交付対象	交付額	交付期間	限度額
新築住宅、増築又はリフォーム	平成27年4月1日以降に工事請負契約を締結し、令和7年12月20日までに補助金交付申請を行うことができる住宅で、住宅ローンを利用した住宅	補助金の交付対象は、補助対象者の居住用部分のみを対象とする。ただし、不動産登記において補助対象者が所有権を有する住宅又は共有財産であって補助対象者が持分を有する住宅とする。	住宅ローンの利子相当額（土地取得に係る経費を除く。千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）	交付決定後の初回償還日から5年間	各年度20万円
建売住宅及び中古住宅	平成27年4月1日以降に売買契約を締結し、令和7年12月20日までに補助金交付申請を行うことができる住宅で、住宅ローンを利用した住宅				

３　子育て住宅リフォーム費補助事業

区分	要件	交付対象	交付額	限度額
増築又はリフォーム	平成27年4月1日以降に工事請負契約を締結し、令和7年12月20日までに補助金交付申請を行うことができる住宅	補助金の交付対象は、補助対象者の居住用部分のみを対象とする。ただし、次に掲げる全てに該当する住宅とする。 1　不動産登記において補助対象者が所有権を有する住宅又は共有財産であって補助対象者が持分を有する住宅 2　リフォームを行う居住用部分の延べ床面積が50平方メートル以上である住宅	【補助基本額】 増築又はリフォームに係る工事費の50パーセントの額。この場合において、併用住宅及び2世帯住宅については、補助対象者の居住用部分のみ対象とする。 （千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。また、併用住宅又は2世帯住宅において、居住用部分の工事費が明確にならないときは、居住用部分の面積を延べ床面積で除し、算出するものとする。） 【加算額】 中学生以下の子がいる場合は、補助基本額に子1人当たり10万円（妊娠中は胎児数も含める。）を加算する。	100万円

様式第１号（第６条関係）

北杜市子育て世代マイホーム事業計画書

年　　月　　日

北杜市長　　様

申請者　郵便番号
住　　所
氏　　名
電話番号

下記のとおり補助金交付に係る事前審査を受けたいので、北杜市子育て世代マイホーム事業補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて提出します。

なお、事前審査及び事後の状況確認を行うに当たり、私に係る住民基本台帳、北杜市市税等の納付状況、北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金の交付申請状況について、貴職が職権で調査することに同意します。

記

１　補助金の名称
２　補助金交付予定額　　円
３　計画の種別　　新築住宅　建売住宅　中古住宅　増築　リフォーム
※該当するものに〇を付けてください。
４　計画住宅の用途　　専用住宅
２世帯住宅（同居親族との関係：　　）
併用住宅（専用住宅以外の用途：　　）
その他（　　）
※該当するものに〇を付け、必要事項を記入してください。
５　計画住宅の所在　　北杜市
６　計画住宅の所有者　　申請者本人
共有財産
【持分】　本人　　分の

その他所有者
（全ての所有者を記入してください）
・氏名　　分の
・氏名　　分の
・氏名　　分の
※該当するものに○を付け、必要事項を記入してください。

7　計画住宅の構造　　造り　　階建て

8　計画住宅の延べ床面積　　㎡
（内、申請人世帯の居住用部分の延べ床面積　　㎡）

9　計画住宅の取得価格（工事費）　　円
（内、申請人世帯の居住用部分の取得費　　円）

１０　施工業者又は購入先　住所

業者名

１１　完成(取得)予定日　　年　　月　　日
（実績報告書提出予定日）

１２　世帯員の構成

	氏名	続柄	生年月日	年齢	備　考
1		世帯主			
2					
3					
4					
5					
6					
7					

※年齢の欄には、提出日の年齢を記入してください。

１３　添付書類
（１）　収支予算書（様式第２号）
（２）　図面（位置図、配置図、各階平面図及び立面図）
（３）　工事請負契約書又は売買契約書の写し
（４）　契約金額の内訳が分かるもの
（５）　建築基準法第６条第１項に基づく建築に係る確認済証の写し又は建築工事届に係る台帳記載事項証明書の写し（新築住宅、建売住宅又は増築に限る。）

（６）　世帯全員の続柄の省略されていない住民票（住民登録をしていない者に限る。）
（７）　母子健康手帳の写しなど、妊娠が確認できるもの（妊娠中の者がいる場合に限る。）
（８）　申請年度及び申請年度前年度における、世帯全員（１８歳以上の者に限る。）の区市町村税の納税証明書（申請年度及び申請年度前年度に北杜市に納税義務のない者に限る。）
（９）　定住誓約書（様式第３号）
（１０）　婚姻誓約書（様式第４号。婚姻誓約者に限る。）
（１１）　融資申込が承認されたことが確認できる書類（子育て住宅ローン利子補給事業に限る。）
（１２）　対象住宅の建物の登記事項証明書（子育て住宅リフォーム費補助事業に限る。）
（１３）　その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第６条関係）

収支予算書

支出予算額内訳

科目	予算額（円）	備　　考
【支出】		
住宅取得費（工事費） ・建物本体 ・用地 ・付属施設等 合　計 【資金内訳】 ・自己資金 ・住宅ローン ・補助金 ・その他 合　計		

※住宅取得費の合計は、契約金額と合わせてください。

※補助金はマイホーム補助金以外の補助金利用がある場合記入してください。

様式第３号(第６条関係)

年　　月　　日

北杜市長　　様

定住誓約書

私は、北杜市に生活の本拠を置き、申請住宅に定住することを誓約します。

また、申請住宅が属する当該行政区への加入又は地域の活性化の推進に協力することを誓約します。

住所

氏名

様式第４号(第６条関係)

年　　月　　日

北杜市長　　様

婚姻誓約書

私たちは、　　年　　月　　日付けで北杜市子育て世代マイホーム事業補助金の交付を申請するに当たり、　　年　　月　　日までに婚姻することを誓約します。

住所

氏名

住所

氏名

様式第５号(第７条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

北杜市長　　印

北杜市子育て世代マイホーム事業承認書

年　　月　　日付けで提出のあった北杜市子育て世代マイホーム事業の計画については、下記のとおり承認したので、北杜市子育て世代マイホーム事業補助金交付要綱第７条第１項の規定により通知します。

なお、本通知は、補助金の交付決定通知ではありませんので御注意ください。

記

１　補助金の名称

２　補助金交付予定額　　円

※交付金額の確定については、補助金交付申請後となります。

３　承認の条件

（１）　補助金交付後１０年以内に、交付対象住宅を取り壊し、売買、譲渡又は他の者に賃貸しないこと。

（２）　交付対象住宅の完成又は購入後３箇月以内に当該住宅へ居住すること。

（３）　補助金交付後１０年以内に市外へ転出しないこと。

（４）　交付対象住宅取得後１箇月以内に補助金交付申請を行うこと。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

様式第６号（第８条関係）

北杜市子育て世代マイホーム事業計画変更（中止・廃止）書

年　　月　　日

北杜市長　　様

申請者　住　　所
氏　　名
電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号で承認された、北杜市子育て世代マイホーム事業補助金に係る事業計画について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、北杜市子育て世代マイホーム事業補助金交付要綱第８条第１項の規定により、下記のとおり提出します。

記

１　補助事業の名称
２　補助事業変更（中止・廃止）の内容
３　補助事業変更（中止・廃止）の理由

市長の指示があるときは、関係書類として、変更等の内容が分かる書類を添付すること。

様式第７号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

北杜市長　　印

北杜市子育て世代マイホーム事業変更承認書

年　　月　　日付け　　第　　号で承認した北杜市子育て世代マイホーム事業補助金に係る計画については、北杜市子育て世代マイホーム事業計画変更（中止・廃止）書に基づき、下記のとおり変更承認したので、北杜市子育て世代マイホーム事業補助金交付要綱第８条第２項の規定により通知します。

記

補助金交付変更予定額　　円
承認の条件

様式第８号（第９条関係）

北杜市子育て世代マイホーム事業補助金交付申請書

年　　月　　日

北杜市長　　様

申請者　住　　所
氏　　名
電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号をもって承認された北杜市子育て世代マイホーム事業について、事業が完了したので北杜市子育て世代マイホーム事業補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

１　補助金の種類
２　補助金交付申請額　　円
３　交付対象住宅取得日　　年　　月　　日
４　住宅ローン償還開始日（子育て住宅ローン利子補給事業のみ記入）
　　年　　月　　日
５　添付書類
（１）　承認書及び変更承認書の写し
（２）　収支決算見込み書（様式第９号）
（３）　工事請負代金又は売買代金の支払いが確認できる書類の写し
（４）　交付対象住宅の土地及び建物に関する不動産登記法第１１９条の規定による登記事項証明書
（５）　写真（着工前、工事中及び完成）
（６）　建築基準法第７条第５項の規定による検査済証の写し（新築住宅、建売住宅、増築において、建築基準法第６条第１２項の規定に基づき届出を行った住宅に限る。）
（７）　住宅ローンの償還額が分かる書類（子育て住宅ローン利子補給事業に限る。）
（８）　その他市長が必要と認める書類

様式第９号（第９条関係）

収支決算見込み書

科目	予算額（円）	決算額（円）	備　　考
【支出】 住宅取得費（工事費） ・建物本体 ・用地 ・付属施設等 合　計 【資金内訳】 自己資金 住宅ローン 補助金 その他			

様式第１０号(第１０条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

北杜市長　　印

北杜市子育て世代マイホーム事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった北杜市子育て世代マイホーム事業補助金の交付については、下記のとおり決定したので、北杜市子育て世代マイホーム事業補助金交付要綱第１０条第１項の規定により通知します。

記

１　補助事業の名称
２　補助金交付決定額　　円
３　交付の条件
（１）　補助金交付後１０年以内に、交付対象住宅を取り壊し、売買、譲渡又は他の者に賃貸しないこと。
（２）　交付対象住宅の完成又は購入後３箇月以内に当該住宅へ居住すること。
（３）　補助金交付後１０年以内に市外へ転出しないこと。
（４）　子育て住宅ローン利子補給事業において、変動金利による借入のときは、毎年度の償還日までに償還金額が分かる書類を提出すること。
（５）　子育て住宅ローン利子補給事業において、自己資金等による繰上償還又は住宅ローンの借換えを行ったときは、当該年度以降の償還金額が分かる書類を毎年度提出すること。

様式第１１号(第１０条関係)

北杜市子育て世代マイホーム事業補助金交付請求書

年　　月　　日

北杜市長　　様

請求者　住　　所
氏　　名　　印
電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた北杜市子育て世代マイホーム事業補助金の交付を受けたいので、北杜市子育て世代マイホーム事業補助金交付要綱第１０条第３項の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　補助金の種類
２　補助金請求額　　円
３　支払先
　振込先金融機関名
　支店名等
　預金種別(普通・当座)
　フリガナ
　口座名義
　口座番号